

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第22回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成22年11月2日（火）13:10～13:45

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）五十嵐義治，今中 亘，芝田俊文，田邊 誠（委員長），二國則昭
（敬称略。五十音順）

（庶務）清山広島高裁総務課長，藤井広島高裁総務課課長補佐

（説明者）細田広島高裁事務局長

4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

平成23年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者に関する
情報の取りまとめについて

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 経過の報告等

ア 庶務（清山広島高裁総務課長）から，前回平成22年9月22日（水）の
第21回広島地域委員会で決められたとおり，平成23年上半期（2月から
9月まで）の再任（判事任命）候補者について，受付期間を10月23日（土）
まで（ただし，この期間後であっても，特段の情報があれば受け付ける。）
として情報提供（情報受付の周知）の依頼を行ったこと，今回の情報提供依
頼に対し，これまでに2件（いずれも弁護士）の情報が寄せられたことが報

告された。

イ 庶務から、前回の第21回広島地域委員会で委員から出された「弁護士会あての情報収集の依頼文書には、『特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でない』という中央委員会の考え方が記載されているが、当地域委員会の管内では、過去にこのような情報収集が行われたことがないにもかかわらず、この文言を記載し続ける必要があるのか疑問がある。少なくとも当委員会では記載する必要はないと考える。」との意見について、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央委員会」という。）庶務に提供を行ったこと、今後、中央委員会庶務からか回答があれば報告を行うことが報告された。

(2) 審議

ア 他の地域委員会の管轄する裁判所に所属する重点審議者についての情報の取りまとめ

情報が寄せられなかった点について、中央委員会に報告することとされた。

イ 当地域委員会管内の裁判所に所属する再任（判事任命）候補者についての情報の取りまとめ

寄せられた2件の情報について、送付する理由等をおり明らかにした上で、いずれも送付することとされた。

1件の情報は2項から成っているところ、うち第2項は具体性に欠け、印象を述べるに過ぎないものであり、指名の適否に重要な影響を及ぼすものではないが、第1項と同一の用紙に記載されたものであり、当該部分を削除して送付するまでもないことを考慮した。また、第1項のうち最終段落については、感想に過ぎない上、その当否は訴訟手続内で判断されるべき事柄で、当地域委員会において確認することは適当ではないものの、他の記述との一体性や裁判官の訴訟指揮に関する消極的な評価であることを考慮した。

もう1件の情報は、裁判官の訴訟指揮等に直接関係のない事柄についての

評価である上に、具体性に欠けるものであり、指名の適否に重要な影響を及ぼすものではないが、積極的な評価であり、同一の指名候補者に関するもう1件の情報を送付することとのバランスを考慮し、当委員会がそのように考えていることを付言して送付することとした。

(3) 今後の予定等

ア 庶務（清山広島高裁総務課長）から、12月3日（金）に中央委員会が開催され、再任（判事任命）候補者等について審議される予定である旨説明された。

イ 現時点では、本日の議事以外に、当地域委員会への特別な要請がないため、11月12日（金）午後1時10分の期日は実施しないこととなった。

ウ 次回以降の期日は、平成23年2月に開催される中央委員会における平成23年下半年（10月から翌年1月まで）の再任（判事任命）候補者及び弁護士任官（10月期）候補者の任命に関する審議を受けたものとなることを踏まえ、次のとおりとされた。

（ア）平成23年3月18日（金）午後1時10分

（イ）平成23年4月28日（木）午後1時10分

（ウ）平成23年5月12日（木）午後1時10分

（以 上）